

公 告

令和8年度多様な食文化・習慣に関する普及啓発業務委託について企画提案書の提出を求めるので、次のとおり公示する。

令和8年5月11日

福井県知事 石田 嵩人

1 目的

ハラルやヴィーガンなどの多様な食文化や習慣をもつ旅行者が快適に旅行できるよう、県内観光・飲食事業者に対して専門家による普及啓発を行い、受入体制の充実を図る。

2 企画提案書の提出を求める事項

(1)業務の名称

令和8年度多様な食文化・習慣に関する普及啓発業務委託

(2)業務の内容

別添「仕様書」のとおり

(3)委託上限額(消費税等諸税を含む)

1,400,000円(消費税及び地方消費税相当額を含む)とし、委託業務の内容の実施にかかる全ての費用を含む。

(4)契約期間

契約締結日から令和9年3月12日(金)まで

3 参加資格

次の要件を満たす者であること。

(1)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者でないこと。

(2)応募資格認定の日において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てまたは破産法(平成16年法律第75号)の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。

(3)福井県財務規則(昭和39年福井県規則第11号)第146条の規定により、知事が競争入札参加資格を有すると認めた者であること。

※福井県の競争入札参加資格を有していない場合においても、同条に規定する競争入札参加資格の申請を提出済みであれば、本業務委託の参加資格を有するものとして取り扱う。ただし、審査委員会の終了時点で競争入札参加資格の認定を受けていない場合は、本件に関する参加資格を喪失する。

(4)福井県内に本社または営業所を有するものであること。

(5)県の指名停止措置を受けている者でないこと。

(6)民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立て、または破産法(平成16年法律第75号)の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。

(7)宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。

4 スケジュール

本募集等にかかるスケジュールは次のとおり。

内容	日付	対応様式	提出方法
企画提案募集開始	5月11日(月)	—	—
質問票提出期限	5月14日(木)17時まで	様式3	電子メール
参加申請書提出期限	5月20日(水)17時まで	様式1、様式2	電子メール
企画提案書提出期限	5月28日(木)17時まで	様式4	電子メール
企画提案審査会	6月上旬予定	—	—

5 参加資格の認定の申請手続等

企画提案書を提出しようとする者は、次のとおり申請し参加資格の認定を受けなければならない。

(1) 提出書類

ア プロポーザル参加申請書(様式1)

イ 応募資格誓約書(様式2)

ウ 福井県競争入札参加資格決定通知書の写し

競争入札参加資格を保有していない場合は、競争入札参加資格審査申請書(受付印を押したもの)の写し、または受付確認メールの写し(電子申請システムで行った場合)

エ 会社概要(任意様式)

オ 過去2年以内の類似事業の契約書などの写し(履行実績がある場合)

(2) 受付期間

令和8年5月20日(水)17時まで(日本時間)

(3) 提出方法

下記(4)あてに電子メールで送付すること。提出の際は、件名を「【参加申込書等提出】令和8年度多様な食文化・習慣に関する普及啓発業務委託」とすること。なお、参加申込書を提出された事業者に対して受理した旨の電子メールをするため、提出後に連絡がない場合は電話で確認をとること。

(4) 送付先

福井県交流文化部インバウンド交流課 斉藤、牧野宛

電子メール:inbound@pref.fukui.lg.jp

6 参加資格の結果通知

参加資格要件を審査し、令和8年5月21日(木)を目途に結果を電子メールにて通知する。参加申込書を提出した者のうち、参加資格要件を満たさなかった者に対しては、満たさなかった旨および満たさないと判断した理由を電子メールにて通知する。

7 企画提案書の提出手続

(1) 提出書類

提出書類	部数
企画提案書(A4サイズ ※縦横は問わない。) ・企画提案書の鑑(様式4) ・提案者の概要(組織体制、事業内容等) ・企画提案内容 ※10(1)審査基準および仕様書に沿って作成。	1部
経費見積書 ・内訳および見積総額 ※人件費、通信費、交通費、物品費、輸送費等の活動にかかるすべての費用を含めること。	1部

(2)提出方法

PDFデータを電子メールで提出すること。提出の際は、件名を「【企画提案書提出】令和8年度多様な食文化・習慣に関する普及啓発業務委託」とすること。

(3)提出期限

令和8年5月28日(木)17時(日本時間)

(4)提出先

上記5(4)と同じ

8 企画提案書の提出辞退

参加資格の認定手続き等に要する書類の提出後に、企画提案書の提出を辞退する場合は、辞退届(様式任意)を企画提案書の提出期限までに電子メールで提出すること。

なお、企画提案の辞退は自由であり、今後、当該辞退による不利益な取扱いはない。

9 公告業務に関する質問事項

(1)質問の受付

公告業務に関する質問事項については、質問票(様式3)により、令和8年5月14日(木)17時(日本時間)までに電子メールで提出すること。

(2)提出先

上記5(4)と同じ

(3)回答予定日

令和8年5月18日(月)17時(日本時間)まで

※質問事項が多数ある場合は、別途電子メールで新たな回答日を通知する。

(4)回答方法

質問に対する回答は、質問者および参加申込者全員に対して電子メールで回答する。

10 企画提案書等の審査および結果の公表

(1)審査方法

ア プレゼンテーション

本業務の企画提案にかかるプレゼンテーションは実施しない。

イ 審査方法

本プロポーザルの審査にあたっては、イに掲げる審査基準に基づき、提出された参加申込書、企画提案書等の内容について書面による審査を行い、最も優れた提案を行った者を委託の相手方として選定する。

ウ 審査基準

審査項目	評価基準
1. 業務内容の理解度	(1) 事業目的を的確に把握し、目的実現のための手法等を提案しているか。 (2) 事業主体の要請する内容を満たしているか。
2. 企画力	(1) 提案された手法・メニューに創造性があるか。 (2) 提案された手法・メニューに十分な効果が見込まれるか。
3. 業務遂行力	(1) 事業を安定的に遂行する実施体制を有しているか。

	(2) 事業実施スケジュールは妥当か。
4. 経費積算の妥当性	(1) 見積書の内容や算定根拠が明確に示され、仕様書に基づいた内容になっているか。 (2) 企画内容に見合った適切な経費となっているか。
5. 独自事業	仕様書に求める事項以外で独自の有効な提案があるか。 ※独自提案も本事業の委託経費に含めるものとする。

エ 参加者が1者の場合、算出された結果を参考とし、審査委員の協議により総合的に評価し、評価の高い提案を行ったと判断すれば、委託の相手方として選定する。

オ 選考結果については、当該企画提案書の提出者全員に速やかに電子メールにより通知する。

カ 審査内容及び採点に係る質問や異議は一切認めない。

キ 次のいずれかに該当した場合は、選考対象から除外する。

- ・他の参加者と企画提案の内容等について相談を行うこと
- ・提出書類に虚偽の記載を行うこと
- ・その他選考結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

(2)ヒアリング

必要と認めるときは、電話またはウェブ面談によりヒアリングを実施する場合がある。

また、必要に応じて追加資料の提出を求める場合がある。

(3)契約予定者の決定と結果の通知

最も高い評価を受けた企画提案者を契約予定者として決定する。審査結果は、審査終了後に企画提案書提出者全員に電子メールにて通知する。なお、審査内容および各事業者の企画提案内容、見積額等については非公開とし、審査結果に対する異議申し立ては一切認めない。

(4)決定の取り消し

次の要件のいずれかに該当する場合には、決定を取り消すことがある。

- ア 企画提案者が参加資格を有すると偽った場合
- イ 企画提案書等の提出後、参加資格を失うこととなった場合
- ウ 企画提案書等に虚偽の内容が記載されていた場合

11 契約方法等

次の手順のとおりとする。

- (1) 企画提案者は、企画提案書等を提出する。
- (2) 県は企画提案書等の内容を審査した上で契約予定者を決定する。
- (3) 契約予定者と県との間で、企画提案書等を踏まえて委託内容や経費等について再度調整を行う。
- (4) 契約予定者は、(3)の調整結果に基づき、当協議会が指定する期日までに契約に向けた見積書を提出する。
- (5) 見積書の内容を精査の上、県と契約予定者間で随意契約により契約を締結する。

12 契約の解除

契約締結後であっても、次の場合は契約を解除することができる。

- ア 企画提案書等の提出書類に虚偽の記載が明らかになった場合
- イ 業務遂行にあたって受託者に重大な瑕疵があった場合
- ウ 受託者に事業遂行の意思が認められない場合
- エ 受託者に業務遂行能力がないと認められる場合
- オ その他、契約を継続するに堪えない事情がある場合

13 その他

- (1) 参加に際して必要となる経費はすべて企画提案者の負担とする。
- (2) 書類等の作成および契約に用いる言語、通貨および単位は、日本語、日本円、日本の標準時および計量法(平成4年法律第51号)に定める単位に限る。

14 本件の問合せ先

〒910-0005

福井市大手2丁目4-13 大手合同事務所2階

福井県交流文化部インバウンド交流課 担当:牧野

電話:0776-20-0546

電子メール:inbound@pref.fukui.lg.jp